

京都精華大学

留学生（2022 年度入学予定）の皆さんへ

留学生の学生生活の準備

－ 在留資格を有していない方 －

留学生の皆さんが日本で生活するために準備することは様々です。

この資料に留学生のみなさんが学生生活をはじめると必要に応じて必要な情報をまとめているので、かならず確認してください。

※ 日本に入国するための査証（「留学」ビザ）の発給申請については、別紙「留学ビザの手続き」を確認してください。

目 次

《入国前に必要なこと》

1. 留学の査証（「留学」ビザ）申請手続き P.2
2. 民間医療保険への加入手続き P.2
3. 賃貸住宅契約について P.2

《入国後に必要なこと》

4. 転入届の手続き P.3
5. 国民健康保険への加入手続き P.3
6. 日本でアルバイトするための手続き P.3
7. 銀行口座開設の手続き P.3
8. 携帯電話の契約手続き P.4
9. 在留カード（両面コピー）の提出について P.4

《入国前に必要なこと》

1. 留学の査証（「留学」ビザ）申請手続き

別紙「留学ビザの手続き -在留資格を有していない方-」を確認し、手続きしてください。

2. 民間医療保険への加入手続き

日本への入国に際しては、必ず母国で民間医療保険（日本の「国民健康保険」※に加入するまでの滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む）に加入してください。

加入方法等については、母国の旅行代理店へ相談してください。

※「国民健康保険」の詳細は3ページ「国民健康保険への加入」を確認してください。

3. 賃貸住宅契約について

入学後の通学のための住宅をさがすときは、留学生スタディ京都ネットワークが提供する下記のウェブサイトを参考にしてください。日本語・英語・中国語・韓国語に対応しています。

<Kyoto Housing Search for International Students>

<http://www.housingsearch.kyoto/>

また、京都精華大学はフラットエージェンシー（賃貸住宅仲介会社）と提携していますので、希望する方は直接連絡して住宅紹介を申し込んでください。

<フラットエージェンシー>

<http://flat-a.co.jp>

北大路駅前店 電話 075-493-0669 0120-44-0669

※賃貸住宅契約に関する注意事項

京都精華大学は、賃貸住宅契約の保証人や緊急連絡先になることができません。賃貸住宅契約の際の保証人については住宅紹介を受けるときに、賃貸住宅仲介会社へ相談してください。

ここでは参考までに、家賃保証事業を行っている「GTN」という会社を紹介します。

<GTN：トップページ>

<https://www.gtn.co.jp/>

<GTN：家賃保証事業>

<https://www.gtn.co.jp/business/rent-warranty/>

《入国後に必要なこと》

4. 転入届の手続き

京都精華大学に通学するための住所に住み始めてから **14 日以内**に、かならず区役所で転入届（住民登録）をしてください。手続きには、在留カード、パスポートが必要です。届出をしないと罰金や在留資格取消しなど、罰則の対象となることがありますので注意してください。

5. 国民健康保険への加入手続き

日本に居住する方は、外国人であっても国民健康保険に加入する義務があります。原則として医療費総額の 70%は保険でカバーされ、30%を自費で支払います。国民健康保険に加入していないと、病気や怪我をして病院で治療を受ける際に高額の治療費を支払うことになり、経済的な負担が大きくなります。

居住地の区役所で転入届（住民登録）をする際に、同時に国民健康保険の加入手続きを行ってください。 加入すると「保険証」がもらえます。

6. 日本でアルバイトするための手続き（資格外活動許可申請）

在留資格「留学」では、就労により収入を得ることは認められていません。しかし、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けることで、定められた規則の範囲でアルバイトをすることができます。

新規入国の場合は、入国の時、空港で「資格外活動許可申請書」を提出することで許可を受けることができます。

許可を受けずにアルバイトをすると不法就労という法律違反となり留学生生活を続けることができなくなりますのでご注意ください。アルバイトが決まっていなくても許可を受けることができますので、今後アルバイトをしたいと考えている人はあらかじめ申請しておくことをおすすめします。

＜資格外活動許可申請書＞

次のウェブページの「申請書様式」欄からダウンロードできます。

※「新規で入国する留学生はこちら【EXCEL】」のファイルを使用してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

7. 銀行口座開設の手続き

日本の銀行口座開設には、学生証、在留カード（区役所で住所登録が完了しているもの）、パスポートなどが必要です。ただし、銀行によっては転入届（住民登録）をして日本に住み始めてから6か月過ぎないと、口座を開設できない場合や、外国からの送金を受けられない

場合がありますので、詳細については各銀行へ問い合わせてください。

京都精華大学が指定する銀行はありませんが、ここでは参考までに入国後 6 か月未満でも送金機能つきの総合口座を開設できる「ゆうちょ銀行」を紹介します。

<ゆうちょ銀行：口座を開設される外国人のお客さまへ>

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat_gaikokujin.html

8. 携帯電話の契約手続き

au、NTTdocomo、SoftBank などの日本の携帯電話会社と契約する場合、未成年（20 歳未満）は日本の保証人が必要です。下記のサービスは日本に保証人がいなくても利用できるの参考にしてください。

なお、京都精華大学は、携帯電話契約の保証人になることができませんので、ご注意ください。

<外国人専門の携帯電話会社「GTN モバイル」>

<https://gtn-mobile.com/>

9. 在留カード（両面コピー）の提出について

留学生の方は大学に「在留カード（両面コピー）」を提出しなければいけません。

京都精華大学に通学するための最新の住所が記載されている「在留カード（両面コピー）」の空白に次の 2 点を記入して、入学式（2022 年 4 月 1 日）に持参してください。

<記入事項>

① カタカナ氏名

② 日本で使用する携帯電話の番号

※入学式までに日本で使用する携帯電話の契約ができていない場合は記入不要ですが、
契約後速やかに学生支援チーム（本館 1 階）の窓口に出してください。

以上

京都精華大学 学生支援チーム（留学ビザ担当）

TEL 075-702-5138

E-mail intlstu@kyoto-seika.ac.jp

※メールで問い合わせする場合は、必ず「受験番号」と「カタカナ氏名」を明記してください。